

ソフトウェア使用許諾約款

(Edge AI Station OS)

EDGEMATRIX株式会社(以下「ライセンサー」という。))は、ライセンサーが著作権を有する第1条記載のソフトウェアである「Edge AI Station OS」(以下「本ソフトウェア」という。))について、次のとおり、ソフトウェア使用許諾約款(以下「本約款」という。))を定める。

本約款に基づくソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」という。))は、ライセンサーまたは Edge AI Station の販売代理店(以下、「販売代理店」という。))と Edge AI Station の利用者(以下「ライセンシー」という。))と Edge AI Station の販売に関する個別契約の締結時に、ライセンサーとライセンシーとの間で締結されるものとする。

第1条 (定義)

本約款において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、
 - 1 Edge AI Station にて動作する Edge AI Station OS プログラム(以下「本プログラム」という。))
 - 2 本プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料をいう
- (2) Edge AI Station
Edge AI Box EX シリーズ等に本ソフトウェアを搭載した Edge AI システム
- (3) 本ソフトウェアの「使用」とは、Edge AI Station に搭載された本プログラムにより Edge AI のデプロイと運用管理、AI プロセッサの実行若しくは画面出力などの操作、又はその他本プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及び一切の関連資料を利用することをいう。
- (4) 販売代理店
ライセンサーと Edge AI Station の代理店販売契約を締結した者をいう。
- (5) AI プロセッサ
Edge AI Station 上で動作する Edge AI アプリケーションソフトウェア
- (6) 個別契約
ライセンサーまたは販売代理店がライセンシーに本ソフトウェアを搭載した Edge AI Station を提供し使用させる販売契約などをいう。

第2条 (使用許諾)

ライセンサーは、ライセンシーに対して、非独占的な本ソフトウェアの使用を許諾する。

第3条 (ソフトウェアライセンスの内容)

1. ライセンシーは、ライセンサーまたは販売代理店と別に定めた個別契約に記載の台数の本ソフトウェアを搭載した Edge AI Station を使用することができる。
2. 本ソフトウェアは Edge AI Box EX シリーズ等でのみ使用できる。ライセンシーは、Edge AI Box EX シリーズ等以外で本ソフトウェアを使用し、又は第三者をして使用させてはならない。

第4条 (本ソフトウェアの引き渡し及び動作確認)

2. ライセンサーまたは販売代理店は、ライセンシーに対して、本ソフトウェアが搭載された Edge AI Station を引渡日に指定場所において引き渡す。
3. ライセンシーは、引渡し後 30 日(以下「検査期間」という。))以内に、本プログラムが仕様書記載の性能どおりに稼働するか否かを確認するものとし、確認が終了次第直ちに確認結果をラ

イセンサーまたは販売代理店に対して通知するものとする。

4. ライセンシーが、前項所定の確認期間内に確認結果をライセンサーまたは販売代理店に通知しなかった場合は、本プログラムの動作確認が完了したものとみなす。

第5条 （権利帰属）

1. ライセンサー及びライセンシーは、本ソフトウェアに関連する著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）が、ライセンサーに帰属することを確認する。個別契約締結によって、本ソフトウェアの著作権等が、ライセンサーからライセンシーに移転するものではない。
2. ライセンサーがライセンシーのためにカスタマイズした部分の著作権等（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）は、ライセンサーに帰属する。

第6条 （禁止事項）

ライセンシーは、本ソフトウェアの使用に関して、次の各号に定める事項を行ってはならない。

- (1) ライセンサーの書面による事前の同意なく、本ソフトウェアを複製すること。
- (2) ライセンサーの書面による事前の同意なく、本ソフトウェアの改変・翻案又は他のソフトウェアと組み合わせること。
- (3) 本ソフトウェアの変更又は本プログラムのリバースエンジニアリングをすること。ただし、ライセンサーの書面による事前の同意がある場合又はライセンシー若しくはライセンシーから委託を受けた第三者が本プログラムの誤り等を修正する場合は、この限りでない。
- (4) ライセンサーの書面による事前の同意なく、第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンスし、譲渡し、又はその複製物を譲渡、転貸すること。
- (5) その他本約款で許諾された範囲を超えた本ソフトウェアの使用。

第7条 （免責・非保証）

1. ライセンサーはライセンシーに対し、本ソフトウェアを現状有姿のままで提供し、ライセンサーは、本ソフトウェアについての一切の契約不適合責任を負わない。
2. 前項の規定にかかわらず、ライセンシーが、検査期間終了の日から 90 日以内に本ソフトウェアの重大な欠陥を発見し、ライセンサーに対して、当該欠陥につき通知をした場合、ライセンサーは、合理的な期間内に、ライセンシーとの保守契約に基づき本プログラムの修理又は取替えを行う。ライセンシーがライセンサーまたは販売代理店と保守契約を締結していない場合はこの限りではない。
3. ライセンサーは、ライセンシーに対して、本ソフトウェアについて、誤り、動作不良、エラー若しくは他の不具合が生じないこと、商品性、ライセンシー若しくは第三者の特定の目的への適合性、又は本約款に明示的定めない他の事項について、何らの保証もしない。ライセンサーは、ライセンシーが本ソフトウェアを使用した結果又は使用できなかったことによる結果について、本約款に明示的定めない限り、一切責任を負わない。

第8条 （知的財産権侵害の責任）

1. ライセンサーは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアが第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権をいう。以下本条において同じ。）を侵害しないことを保証する。
2. ライセンシーは、本ソフトウェアに関し、第三者から知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、速やかにライセンサーに対して申立ての事実及び内容を通知する。
3. 前項の場合において、ライセンサーは、ライセンシーが第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、ライセンサーに実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、必要な援助を行ったときは、ライセンシーが支払うべきとされた損害賠償額を負担する。ただし、当該知的財産権の侵害が専らライセンシーの責に帰すべき事由により生じた場合には、ライセンサーは賠償する義務を負わない。

4. ライセンサーは、本ソフトウェアによる第三者の知的財産権の侵害に関し、本条の定めに従った責任のみを負い、それ以外に一切責任を負わない。

第9条（保守）

ライセンサーは、ライセンシーに対して本ソフトウェアに関する不具合の修補、問い合わせ対応、バージョンアップ、情報提供その他の保守サービスを行う義務を負わない。ただし、ライセンシーがライセンサーまたは販売代理店と保守契約を別途締結した場合はこの限りでない。

第10条（監査）

1. ライセンシーは、ライセンサーより本ソフトウェアの使用状況について報告を求められたときは、直ちにその状況を報告しなければならない。
2. ライセンサーは、監査を実施する必要があると判断した場合、ライセンシーの事前承諾を得ることなく、本ソフトウェアの使用状況についてライセンサー又はライセンサーから委託を受けた第三者による監査を実施することができる。
3. 前項の監査の実施に係る費用は、監査の結果、ライセンシーにおいて本約款に違反する事実が存在した場合はライセンシーの負担とし、その他の場合は、ライセンサーの負担とする。

第11条（秘密保持）

1. ライセンサー及びライセンシーは、本ソフトウェアの技術情報（Developer Guide を含むが、これに限られないものとする。）、本約款の存在及び各条項に関連して知った相手方に関する情報、次項に基づく秘密である旨の表示とともに、情報開示者が口頭、書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）、電子媒体その他の方法にて情報受領者に開示する情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に対して開示、提供又は漏洩してはならない。
2. 情報開示者は、秘密情報を文書等の有体物にて開示する場合は、「Confidential」、「秘」またはこれに準じた表示を付すものとし、有体物以外にて開示する場合は、開示の際に秘密である旨を情報受領者に表明したうえ、開示の日より30日以内に、情報受領者に内容を要約した書面にて秘密情報である旨を通知する。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、本約款における秘密情報から除外するものとする。提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (1) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (2) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
 - (4) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
 - (5) 法律の規定に基づき開示しなければならない情報
4. ライセンサー及びライセンシーは、秘密情報（第3項に掲げるものを除く。）を本約款の目的以外に使用してはならない。
5. ライセンサー及びライセンシーは、秘密情報を、本約款の目的の遂行のために知る必要のある自己の役員及び従業員（以下「役員等」という。）並びに弁護士等の法令上守秘義務を負う専門家に限り開示等することができる。この場合、本条に基づき秘密情報の受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課さなければならない。

第12条（損害賠償）

ライセンサー又はライセンシーは、自己の責めに帰すべき事由により本約款に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償（ただし直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。）する義務を負う。

第13条（契約期間）

1. Edge AI Station のレンタル購入の場合、本契約の有効期間は、個別契約記載のとおりとする。
2. 本約款第 11 条、第 12 条及び第 17 条から第 20 条までは、本契約の終了後も有効に存続する。

第14条（解除等）

1. Edge AI Station のレンタル購入の場合、ライセンサー又はライセンシーが本約款のいずれかの条項に違反し、相手方からその是正を要求する通知を受領した後 30 日以内にその違反を是正しない場合は、相手方は、違反者にその旨を通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
2. ライセンサーは、ライセンシーが以下の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 第 6 条に違反した場合
 - (2) 手形若しくは小切手の不渡りが生じたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は支払停止の状態に陥ったとき。
 - (3) 第三者より仮差押え、仮処分、強制執行などを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続、特別清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 債務整理の通知がなされたとき
 - (6) その他財務状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあるとき。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. ライセンサー及びライセンシーは、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ライセンサー及びライセンシーは、暴力団員等と取引関係を有してはならず、事後的に、暴力団員等との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。
3. ライセンサーは、ライセンシーが本約款の表明又は確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく直ちに本ソフトウェアの使用許諾を停止することができる。この場合において、ライセンシーは、本ソフトウェアの使用許諾の停止によって被った損害の賠償を請求することはできない。
4. ライセンサー及びライセンシーは、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができる。

第16条（契約終了後の処理）

1. Edge AI Station のレンタル契約期間が終了した場合、ライセンシーは、Edge AI Station に搭載された本ソフトウェアの使用を中止したうえで、ライセンサーまたは販売代理店の指示に従い、自らの費用で直ちにライセンサーに Edge AI Station を返還しなければならない。
2. ライセンサーは、Edge AI Station レンタル期間終了後のライセンシーによる本ソフトウェアの使用継続禁止を担保するため、本ソフトウェアに対し予め必要な技術的措置を講じ、本契約が終了した場合、当該技術的措置により本ソフトウェアの使用を阻止することができる。

第17条（本契約上の地位譲渡等の禁止）

ライセンサー及びライセンシーは、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の権利及び義務並びに本契約上の地位を第三者へ譲渡し、又は担保に供してはならない。

第18条（準拠法）

本約款及び本契約は、日本法を準拠法とする

第19条（合意管轄）

本約款及び本契約に関する一切の紛争については、訴額等に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（協議）

ライセンサー及びライセンシーは、本約款に定めがない場合及び本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

附則 2025年7月8日 制定・発効